年末年始の業務案内



年末年始の各施設の休業期間、取扱業務は次のとおりです。

休　業　期　間

●市役所　●上下水道庁舎　●橋本市民病院 ●保健福祉センター （健康福祉部、遊戯室、屋外遊戯場、社会福祉協議会、市民活動サポートセンター、橋本・伊都障がい者相談支援センター、伊都障がい者就業・生活支援センター、ファミリーサポートセンター、いきいきルーム、足湯） ●コミュニティバス・デマンドタクシー	12月29日㈫～１月３日㈰
●中央・各地区公民館　●仁昌堂図書館	12月28日㈪～１月４日㈪
●高野口斎場　●橋本周辺広域ごみ処理場（エコライフ紀北）	１月１日㈭～１月２日㈮

休業期間の取扱業務

■各種届出

婚姻届、離婚届、出生届、死亡届（埋・火葬許可）などの戸籍届出は、市民課で９:00から16:30まで受付けます。

※転入届や転居届などの住民異動はできません。

※住民票などのコンビニ交付は12月29日㈫～１月３日㈰の間、利用できません。

■急病・ケガ

●休日の診療（事前にご連絡ください）

- 伊都地方休日急患診療所…… ☎33-1903
  12月30日㈬～１月３日㈰
  ９:00～12:00（受付は11:30まで）
  13:00～17:00（受付は16:30まで）
- 伊都地方休日急患歯科診療所…… ☎33-1905
  12月30日㈬～１月３日㈰　９:00～12:00

●医療機関の案内・紹介

- 県救急医療情報センター… ☎073-426-1199
- 橋本市消防本部…… ☎33-0119
- 伊都消防組合消防本部…… ☎22-0119
- 高野町消防本部…… ☎56-0119

■上下水道

●漏水など上水道に関する緊急連絡
橋本浄水場…… ☎33-0260

●下水道に関する緊急連絡
市役所…… ☎33-1111



■ごみの収集と持込みについて

年末年始の休業期間については、下記表の通り臨時収集を行います。ごみを出す場合は必ず８:00までに出してください。再収集はできません。

12月29日㈫から１月３日㈰までは、環境美化センターでごみの持込みを受付けていませんので、エコライフ紀北へお願いします。持込みができるのは、埋立ごみ以外の市が収集しているごみです。

	可燃ごみとプラマークごみの収集	ごみの持込み（エコライフ紀北）
12/28㈪	通常通り	８:00～16:00
12/29㈫	通常通り	８:00～16:00
12/30㈬	通常通り	８:00～16:00
12/31㈭	通常通り	８:00～16:00
１/１㈮	休み	休み
１/２㈯	休み	休み
１/３㈰	可燃ごみのみ（金曜日収集地区）	８:00～12:00
１/４㈪	通常通り	８:00～16:00

※１月はごみ収集の日（可燃・プラマークごみ以外）が変則となる地区があります。ごみカレンダーをご確認ください。

■し尿収集

年末年始は、し尿のくみ取り依頼が多いため、希望される人はお早めに申込んでください。

●橋本市許可業者（50音順）
休業期間など、詳しくはお問合せください。

- 新生環境株式会社…… ☎26-4190
- 田中衛生株式会社…… ☎42-5032
- 中本環境株式会社…… ☎32-0152
- 有限会社バッキーズ…… ☎39-1233
- 株式会社バッキーズ吉岡…… ☎33-8778
- 深野衛生社…… ☎42-3952

適量飲酒・禁煙のススメ



年末年始は忘年会や新年会など、人が集まる行事が増え、飲酒や喫煙の機会が多くなりがちです。健康に新年を迎えるためにも、体に負担をかけないよう十分に気を付けましょう。

【いきいき健康課】

適量飲酒のススメ

▶スロードリンクで楽しみましょう

語り合いながら食事のおいしさに喜び、ほどよく飲んで心地よく過ごす「スロードリンク」が、これからの時代のお酒の楽しみ方です。また、最初の１杯を30分かけて飲むと、飲みすぎの抑制につながります。

▶適度な飲酒量を守りましょう

生活習慣病を予防するための１日あたりの純アルコール摂取量は、男性40ｇ未満、女性20ｇ未満とされています。

●純アルコール20ｇが含まれるお酒の例

- ビール（５％）500ml（中瓶１本）
- 清酒（15％）180ml（１合）
- ワイン（12％）200ml（小グラス２杯）
- 焼酎（25％）100ml
- ウイスキー（40％）60ml

▶飲酒量を確認しましょう

純アルコール量と分解時間が計算できるアルコールウォッチ（右のＱＲコード）をご活用ください。

禁煙のススメ

▶たばこの害を知りましょう

たばこの煙を吸い込むだけでも、肺がんリスクは３割、がん・心筋梗塞・脳卒中で亡くなる人は２～８割増加します。また、加熱式たばこや電子たばこにもニコチンなどの発がん性物質が発生する可能性があり、健康への影響が懸念されています。

▶分煙に配慮しましょう

飲食店の屋内や学校・病院・行政施設の敷地内は原則禁煙です。喫煙エリアには右の標識を掲げることが義務付けられています。





◀この標識のある場所では受動喫煙のおそれがあるため、20歳未満の人は立ち入れません。

▶医療機関で禁煙治療が受けられます

無理なく禁煙をめざすために、保険適用により医療機関で治療を受けられます。市内禁煙外来一覧は市ホームページ（右のＱＲコード）に掲載しています。

▶問合せ　いきいき健康課 保健予防係 ☎33-6111

12月は「合同滞納整理強化月間」です



市税は、まちづくりを支える大切な財源です。市では、和歌山県、和歌山地方税回収機構と合同で12月を「滞納整理強化月間」として、滞納者の財産の差し押さえを集中的に行うなど、滞納整理の強化に取組みます。まだ納付していない人は、至急金融機関または税務課で納付してください。

【税務課】

▶市税は納期限内に納付しましょう

納期限までに市税を納付しない場合、督促状が送付され、本税に加えて督促手数料と延滞金を合わせて納付していただくこととなります。

▶滞納を放置すると処分の対象になります

納期限内に納付している人との公正・公平性を保つため、督促や催告を行なっても納付がない人に対し、地方税法などに基づいて預貯金、給与、動産、不動産などの差し押さえを行い、延滞金を含めた滞納税額を強制的に徴収します。

▶納められない事情がある人はご相談ください

病気や失業、事業の経営不振など、やむを得ない理由で一時的に納付が困難な人は、滞納を放置せずご相談ください。生活状況など事情を伺った上で、徴収を猶予できる場合があります。

▶休日・夜間の納付・納税相談

- 12月23日㈬　16:30～19:00
- 12月27日㈰　８:30～12:00

※12月14日㈰までに下記へお申込みください。

▶場所・問合せ　税務課 収納係 ☎33-6109